

工場立地法に基づく 特定工場届出の手引 (既存工場の準則計算)

平成31年4月

印西市環境経済部商工観光課



既存工場に関する準則について

昭和49年6月28日に既に設置されていた工場（以下、「既存工場」）については、直ちに「工場立地法による準則」（以下、「国準則」）どおりに生産施設や緑地等を整備することが困難なことから、国準則の備考に特例的な取扱いが定められています。

具体的には、国準則の備考に、既存工場が昭和49年6月29日以降に生産施設を増設する際に増設できる生産施設の面積の上限、生産施設を増設に伴って設置すべき緑地面積及び環境施設面積を算出する式が定められています（これらを「準則計算」と呼んでいます。）。

1 単一業種の場合

既存工場（単一業種）が生産施設を増設する場合、次の不等式を満たすことが必要となります。

(1) 増設できる生産施設の面積（P）

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

ただし、 $\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leq 0$ のときは $P = 0$ とする。

(2) 当該生産施設を増設に伴い設置すべき緑地の面積（G）

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$ とし、

$0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

(3) 当該生産施設を増設に伴い設置すべき環境施設の面積（E）

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、

$0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

※ 式中の定数「0.2」「0.25」は、下表の値となります。(千葉県準則条例により国準則が緩和されています。)

県条例で定める区域	緑地面積率	環境施設面積率
工業専用地域(乙区域)	0.1 (10%)	0.15(15%)
工業地域・準工業地域 (甲区域)	0.15(15%)	0.2 (20%)
その他の地域 (県条例で定めていない区域)	0.2 (20%)	0.25(25%)

- P …今回の届出によって設置する生産施設の面積 (設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)
- γ …当該既存工場の生産施設面積率 (国準則別表第一、解説本等で値を確認)
- S …当該既存工場の敷地面積
- P_0 …昭和49年6月28日以前に設置されている生産施設面積 (及び設置工事が行われている生産施設の面積) の合計
- α …当該既存工場の既存生産施設用敷地換算係数 (国準則別表第二、解説本等で値を確認)
- P_1 …昭和49年6月29日から前回までの生産施設の増設及び撤去の面積の累計 (設置については+、撤去については-として計算。ただし、今回の届出で生産施設の撤去を行う場合はその分も-として含める。)
- G …今回の届出によって設置する緑地の面積 (設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)
- G_0 … 昭和49年6月28日以前に設置済の緑地
 + 昭和49年6月29日以降、今回届出前までに変更届出に伴い設置された準則を超えて設置された緑地 (変更により設置された緑地面積 - 準則により必要な緑地面積)
 + 生産施設の変更とは無関係に本法に基づき届け出た緑地の増加分の合計面積 (ただし、今回の届出において、緑地の撤去がある場合には、その分を G_0 から減じる。)
- G_1 …当該変更に係る届出前に設置されている緑地 (当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。) の面積の合計
- E …今回の届出によって設置する環境施設の面積 (設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)
- E_0 …昭和49年6月28日以前に設置済の環境施設
 + 昭和49年6月29日以降、今回届出前までに変更届出に伴い設置された準則を超えて設置された環境施設 (変更により設置された環境施設面積 - 準則により必要な環境施設面積)
 + 生産施設の変更とは無関係に本法に基づき届け出た環境施設の増加分の合計面積 (ただし、今回の届出において、環境施設の撤去がある場合には、その分を E_0 から減じる。)
- E_1 …当該変更に係る届出前に設置されている環境施設 (当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。) の面積の合計

(例1)

既存工場（単独業種）が生産施設を増設する場合の準則計算と準則計算推移表への記載方法

【特定工場の概要（操業開始時）】

名 称 : 産振石油(株) 市場町工場
設 置 場 所 : 千葉市中央区市場町1-1 (用途地域は、工業専用地域)
業 種 : 石油精製業 細分類番号 1711 ($\gamma=0.3$ $\alpha=1.3$)
操 業 開 始 : 昭和46年8月7日
敷 地 面 積 (S) : 70,000 m²
生産施設面積 (P₀) : 18,000 m²
緑 地 面 積 (G₀) : 4,000 m²
環境施設面積 (E₀) : 6,000 m²

(1) 1回目の変更内容

届 出 日 : 平成5年4月15日
生 産 施 設 : 2,000 m²増設
緑 地 : 1,000 m²増設
緑地を除く環境施設 : 1,500 m²増設、500 m²撤去

(2) 2回目の変更内容

届 出 日 : 平成10年5月7日
生 産 施 設 : 1,000 m²増設
緑 地 : 500 m²増設
緑地を除く環境施設 : 600 m²増設

(3) 3回目の変更内容

届 出 日 : 平成20年7月31日
生 産 施 設 : 2,000 m²増設、1,000 m²撤去
緑 地 : 1,000 m²増設
緑地を除く環境施設 : 200 m²増設

※ 平成18年4月1日から「工場立地法に基づき準則を定める条例」が施行され、緑地面積率、環境施設面積率等は、国準則ではなく県準則が適用されていることに留意すること。

※ γ や α の値は国の準則改正等により数値が変更される場合がある。新たに計算する部分には現在の数値を使用する。

(1) 1回目の変更

届	出	日	:	平成5年4月15日
生	産	施	設	: 2,000 m ² 増設
緑		地	:	1,000 m ² 増設
緑地を除く環境施設	:			1,500 m ² 増設、500 m ² 撤去

ア 増設する生産施設面積の検証

増設できる生産施設の面積（P）は、次の不等式を満たすことが必要

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 = 0.3 \times \left(70,000 - \frac{18,000}{0.3 \times 1.3} \right) - 0$$

$$2,000 \leq 7,153.84 \quad \cdots \underline{\text{準則に適合}}$$

イ 当該生産施設の増設に伴い設置する緑地の面積の検証

設置すべき緑地の面積（G）は、次の不等式を満たすことが必要

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) = \frac{2,000}{0.3} \times \left(0.2 - \frac{4,000}{70,000} \right)$$

$$1,000 \geq 952.38 \quad \cdots \underline{\text{準則に適合}}$$

$$1,000 - 952 = 48 \text{ m}^2 \text{ は次回 } G_0 \text{ へ算入}$$

$$\text{次回 } G_0 = 4,000 + 48 = 4,048$$

ウ 当該生産施設の増設に伴い設置する環境施設面積の検証

設置すべき環境施設面積（E）は、次の不等式を満たすことが必要

※ 環境施設面積は緑地面積を含むことに注意

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) = \frac{2,000}{0.3} \times \left(0.25 - \frac{6,000 - 500}{70,000} \right)$$

$$2,500 \geq 1,142.85 \quad \cdots \underline{\text{準則に適合}}$$

↑

(緑地+緑地以外の環境施設) =1,000+1,500

$$2,500 - 1,142 = 1,358 \text{ m}^2 \text{ は次回 } E_0 \text{ へ算入}$$

$$\text{次回 } E_0 = 6,000 - 500 + 1,358 = 6,858$$

(2) 2回目の変更

届出日	: 平成10年5月7日
生産施設	: 1,000 m ² 増設
緑地	: 500 m ² 増設
緑地を除く環境施設	: 600 m ² 増設

ア 増設する生産施設面積の検証

増設できる生産施設の面積 (P) は、次の不等式を満たすことが必要

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 = 0.3 \times \left(70,000 - \frac{18,000}{0.3 \times 1.3} \right) - 2,000$$

$$1,000 \leq 5,153.84 \quad \dots \underline{\text{準則に適合}}$$

1回目の増設面積

イ 当該生産施設の増設に伴い設置する緑地の面積の検証

設置すべき緑地の面積 (G) は、次の不等式を満たすことが必要

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) = \frac{1,000}{0.3} \times \left(0.2 - \frac{4,048}{70,000} \right)$$

$$500 \geq 473.90 \quad \dots \underline{\text{準則に適合}}$$

500 - 473 = 27 m² は次回 G₀ へ算入
 次回 G₀ = 4,048 + 27 = 4,075

ウ 当該生産施設の増設に伴い設置する環境施設面積の検証

設置すべき環境施設面積 (E) は、次の不等式を満たすことが必要

※ 環境施設面積は緑地面積を含むことに注意

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) = \frac{1,000}{0.3} \times \left(0.25 - \frac{6,858}{70,000} \right)$$

$$1,100 \geq 506.76 \quad \dots \underline{\text{準則に適合}}$$

(緑地+緑地以外の環境施設)
 = 500 + 600

1,100 - 506 = 594 m² は次回 E₀ へ算入
 次回 E₀ = 6,858 + 594 = 7,452

(3) 3回目の変更

届出日	: 平成20年7月31日
生産施設	: 2,000 m ² 増設、1,000 m ² 撤去
緑地	: 1,000 m ² 増設
緑地を除く環境施設	: 200 m ² 増設

産振石油は工業専用地域に立地していること、県準則条例の施行後の変更であることから、緑地面積率、環境施設面積率等は国準則ではなく県準則が適用される。このため、緑地の式中の定数「0.2」を「0.1」に、環境施設の式中の定数「0.25」を「0.15」に置き換える必要がある。

ア 増設する生産施設面積の検証

増設できる生産施設の面積（P）は、次の不等式を満たすことが必要

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 = 0.3 \times \left(70,000 - \frac{18,000}{0.3 \times 1.3} \right) - (2,000 + 1,000 - 1,000)$$

$$2,000 \leq 5,153.84 \quad \dots \underline{\text{準則に適合}}$$

(1回目の増+2回目の増+今回の減)

イ 当該生産施設の増設に伴い設置する緑地の面積の検証

設置すべき緑地の面積（G）は、次の不等式を満たすことが必要

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) = \frac{2,000}{0.3} \times \left(0.1 - \frac{4,075}{70,000} \right)$$

$$1,000 \geq 278.57 \quad \dots \underline{\text{準則に適合}}$$

1,000 - 278 = 722 m² は次回 G₀へ算入

次回 G₀ = 4,075 + 722 = 4,797

ウ 当該生産施設の増設に伴い設置する環境施設面積の検証

設置すべき緑地の面積（G）は、次の不等式を満たすことが必要

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right) = \frac{2,000}{0.3} \times \left(0.15 - \frac{7,452}{70,000} \right)$$

$$1,200 \geq 290.28 \quad \dots \underline{\text{準則に適合}}$$

↑
(緑地+緑地以外の環境施設)
=1,000+200

1,200 - 290 = 910 m² は次回 E₀へ算入

次回 E₀ = 7,452 + 910 = 8,362

準 則 計 算 推 移 表

会社工場名	産振石油(株)市場町工場			
	千葉市中央区市場町1-1		〒260-8667	
	TEL 043-223-0000	(団地名) 団地特例	存 無
担当者	千葉 太郎	代表業種名	石油精製業	
細分類番号	1711			
P ₀ i	18,000			
γ _i	30%			
α _i	1.3			
昭和49年6月28日現在の現況	増設可能敷地面積 7,153	(計算式) $\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) = 0.3 \times \left(70,000 - \frac{18,000}{0.3 \times 1.3} \right)$	G ₀	4,000
			E ₀	6,000

整理番号	業種	生産施設面積		当該G設置	G ₁	当該E設置	E ₁	備考
		当該変更面積	変更後面積	(G ₀)	(次回G ₀)	(E ₀)	(次回E ₀)	
5千第〇号	1711	+2,000	20,000	+1,000	5,000	+2,500	8,000	
H5.4.15		-0		-0		-500		
70,000		2,000		1,000		2,000		
				(48)	(4,048)	(1,358)	(6,858)	
10千第△号	1711	+1,000	21,000	+500	5,500	+1,100	9,100	
H10.5.7		-0		-0		-0		
70,000		1,000		500		1,100		
				(27)	(4,075)	(594)	(7,452)	
20千第□号	1711	+2,000	22,000	+1,000	6,500	+1,200	10,300	
H20.7.31		-1,000		-0		-0		
70,000		1,000		1,000		1,200		
				(722)	(4797)	(910)	(8,362)	

【凡例】

G₀ : 昭和49年6月28日現在の緑地面積

E₀ : 昭和49年6月28日現在の環境施設面積(緑地面積含む)

当該G・E設置 : 当該変更に伴い設置される緑地・環境施設の面積

(G₀)・(E₀) : 当該生産施設の面積の変更に伴い設置される緑地・環境施設の面積のうち

当該生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地・環境施設の面積を超える面積

整理番号	業種	生産施設面積		当該G設置	G ₁	当該E設置	E ₁	備考
受理年月日	敷地面積	当該変更面積	変更後面積	(G ₀)	(次回G ₀)	(E ₀)	(次回E ₀)	
届出の概要								
【特定工場の概要(操業開始時)】								
名	産振石油(株) 市場町工場							
設置場所	千葉市中央区市場町1-1(用途地域は、工業専用地域)							
業種	石油精製業 細分類番号1711 (γ=0.3 α=1.3)							
操業開始	昭和46年8月7日							
敷地面積(S)	70,000㎡							
生産施設面積(P ₀)	18,000㎡							
緑地面積(G ₀)	4,000㎡							
環境施設面積(E ₀)	6,000㎡							
(1) 1回目の変更内容								
届出日	平成5年4月15日							
生産施設	2,000㎡増設							
緑地	1,000㎡増設							
緑地を除く環境施設	1,500㎡増設、500㎡撤去							
(2) 2回目の変更内容								
届出日	平成10年5月7日							
生産施設	1,000㎡増設							
緑地	500㎡増設							
緑地を除く環境施設	600㎡増設							
(3) 3回目の変更内容								
届出日	平成20年7月31日							
生産施設	2,000㎡増設、1,000㎡撤去							
緑地	1,000㎡増設							
緑地を除く環境施設	200㎡増設							

G₁・E₁ : 当該変更後に設置されている緑地・環境施設の面積の合計

(次回G₀)・(次回E₀) : 当該変更後に設置されている緑地・環境施設(当該届出前に届けられた緑地・環境施設の面積の変更に係るものを含む)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更を含む生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地・環境施設の面積の合計を超える面積

備考 : 期間短縮等について記入

2 兼業の場合

次の不等式を満たすことが必要となります。

(1) 生産施設の面積（既存工場が増設できる生産施設面積）

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$$

n …当該既存工場が属する業種の個数

m …昭和49年6月28日における当該既存工場が属する業種の個数

γ_i … i 業種の生産施設面積率（別表第一〔p.11〕を参照）

α_i … i 業種の既存生産施設用敷地換算係数（別表第二〔p.12〕を参照）

S …当該既存工場の敷地面積

P_{0i} …昭和49年6月28日に設置されている i 業種に属する生産施設面積（及び設置工事が行われている生産施設の面積）の合計

P_i …昭和49年6月29日以後に行う i 業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る増設及び撤去の面積の累計

（設置については+、撤去については-として計算。ただし、今回の届出で生産施設の撤去を行う場合はその分も-として含める。）

(2) 緑地面積の算定（既存工場の生産施設の増設に伴い設置すべき緑地面積）

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは、 $G > 0.2S - G_1$ とし、

$0.2S - G_1 \leq 0$ のときは、 $G \geq 0$ とする。

- P_j … 今回の変更に係る j 業種の生産施設の面積
- n … 当該既存工場が属する業種の個数
- γ_j … 今回の変更に係る j 業種の生産施設面積率（別表第一〔p. 11〕を参照）
- S … 当該既存工場の敷地面積
- G … 今回の届出によって設置する緑地の面積（設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分）
- G_0 … 昭和49年6月28日以前に設置済の緑地
 + 昭和49年6月29日以降、今回の届出前までに変更届出に伴い設置された準則を超えて設置された緑地（変更により設置された緑地面積 - 準則により必要な緑地面積 = 準則を超えた緑地面積）
 + 生産施設の変更とは無関係に本法に基づき届け出た緑地の増加分の合計面積（ただし、今回の届出において、緑地の撤去がある場合には、その分を G_0 から減じる。）
- G_1 … 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(3) 環境施設面積の算定（既存工場の生産施設の増設に伴い設置すべき緑地面積）

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq 0.25S - E_1$ とし、

$0.25S - E_1 \leq 0$ のときは、 $E \geq 0$ とする。

- P_j … 今回の変更に係る j 業種の生産施設の面積
- n … 当該既存工場が属する業種の個数
- γ_j … 今回の変更に係る j 業種の生産施設面積率（別表第一〔p. 11〕を参照）
- S … 当該既存工場の敷地面積
- E … 今回の届出によって設置する環境施設的面積（設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分）
- E_0 … 昭和49年6月28日以前に設置済の環境施設
 + 昭和49年6月29日以降、今回の届出前までに変更届出に伴い設置された準則を超えて設置された環境施設（変更により設置された環境施設面積 - 準則により必要な環境施設面積 = 準則を超えた環境施設面積）
 + 生産施設の変更とは無関係に本法に基づき届け出た環境施設の増加分の合計面積（ただし、今回の届出において、環境施設の撤去がある場合には、その分を E_0 から減じる。）
- E_1 … 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(例 2)

既存工場である 2 つの業種の兼業工場〔コンクリート製品製造業 (2123)・陶磁器製タイル製造業 (2146)〕が、平成 23 年 1 月 5 日、耐火れんが製造業 (2151) の生産施設を新設する場合。

◎ 業種細分類番号と生産施設面積率 γ ・既存生産施設用敷地換算係数 α

	業種 1	業種 2	業種 3
業種細分類番号	コンクリート 製品製造業 2123	陶磁器製 タイル製造業 2146	耐火れんが 製造業 2151
生産施設面積率 γ	45%	65%	45%
既存生産施設用敷地換算係数 α	1.3	1.2	1.3

◎ 敷地 $S = 45,000 \text{ m}^2$

◎ 昭和 49 年 6 月 28 日における業種数 $m = 2$

◎ 各生産施設面積

	業種 1	業種 2	業種 3
業種細分類番号	コンクリート 製品製造業 2123 P_{01}	陶磁器製 タイル製造業 2146 P_{02}	耐火れんが 製造業 2151 P_1
各業種のための既存生産施設面積	3,000 m^2	8,000 m^2	3,000 m^2

○ 生産施設の面積 (既存工場が増設できる生産施設面積)

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} \quad \text{において、}$$

$$(\text{左辺}) = \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} = \frac{P_1}{\gamma_1} = \frac{3000}{0.45} = 6666.66$$

$$\begin{aligned} (\text{右辺}) &= S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} = S - \left(\frac{P_{01}}{\gamma_1 \alpha_1} + \frac{P_{02}}{\gamma_2 \alpha_2} \right) \\ &= 45000 - \left(\frac{3000}{0.45 \times 1.3} + \frac{8000}{0.65 \times 1.2} \right) = 29615.38 \end{aligned}$$

6666 < 29615 … 準則に適合

生産施設面積率（ γ ）※

別表第1（工場立地に関する準則第1条及び（備考）関係）

業種の区分		敷地面積に対する 生産施設の面積の 割合
第一種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 石油精製業 コークス製造業 ボイラ・原動機製造業	30 / 100
第二種	伸鉄業	40 / 100
第三種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	45 / 100
第四種	鋼管製造業 電気供給業	50 / 100
第五種	でんぷん製造業 冷間ロール成型形鋼製造業	55 / 100
第六種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。） 高炉による製鉄業	60 / 100
第七種	その他の製造業 ガス供給業 熱供給業	65 / 100

※ 生産施設面積率は、生産施設面積の工場敷地面積に対する比率の上限値です。

※ 製造業等の範囲は、原則として日本標準産業分類による製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業とされています。

既存生産施設用敷地換算計数（ α ）

別表第2（工場立地に関する準則（備考）関係）

業種の区分	既存生産施設用敷地換算計数	
一	他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1. 2
二	化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業（清酒製造業を除く。）、動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業（ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（コークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業（可鍛鉄製造業を除く。）、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ二百五十メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。）、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	1. 3
三	有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、コークス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業（機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。）、はん用機械器具製造業（動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）を除く。）、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業（配線器具・配線附属品製造業を除く。）、産業用電気機械器具製造業及び船用機関製造業	1. 4
四	ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次精錬・精製業	1. 5

※ 既存工場（現在の工場立地法が制定された昭和49年に既に設置されていた工場）が生産施設を増設する際には、本表の「既存生産施設用敷地換算係数」を定められた数式に代入のうえ、増設できる生産施設面積の上限を計算する。